資料2

～ 令和８年度 第一回 保健事業にかかる健診機関説明会 ～

令和９年度に向けた
健診体系の見直し（被扶養者）に伴う
システム変更（健診）

「もしも」と「いつも」に安心を。
協会けんぽ

令和８年１０月２６日
全国健康保険協会
兵庫支部

目次

健診体系の見直し(被扶養者)に伴う主なシステム変更の概要 …… 3
留意事項(健診領域) …… 9

健診体系の見直し（被扶養者）に伴う
主なシステム変更の概要

健診体系の見直し（被扶養者）に伴う主なシステム変更の概要

＜要件の概要（健診）＞

令和８年度において、被保険者を対象として健診体系の見直しに向けたシステム対応を実施しましたが、令和９年度に向け、被扶養者においても生活習慣病予防健診等が受診できるなど、被保険者と同等の内容に拡充します。システム変更要件の概要（健診分）は以下の通りです。

要件	概要
Ⅰ.35歳以上を対象とした生活習慣病予防健診・人間ドックの実施	被扶養者に対し、特定健診に加えて生活習慣病予防健診及び人間ドックを追加します
Ⅱ.若年層を対象とした生活習慣病予防健診の実施	20歳、25歳、30歳の被扶養者を対象に、既存の生活習慣病予防健診からがん検診項目等を除いた一般健診（若年）を新設します
Ⅲ.被扶養者への健診案内の開始	特定健診の対象とならない、40歳未満の対象者に対しても健診案内を送付します
Ⅳ.健診ソフトに係る見直し対応	・健診ソフトの項目名称、レイアウトの見直しを行います ・%VCや聴力検査のチェック条件の見直しを行います ・健診ソフトのバージョンチェック機能を追加します

CHECK！

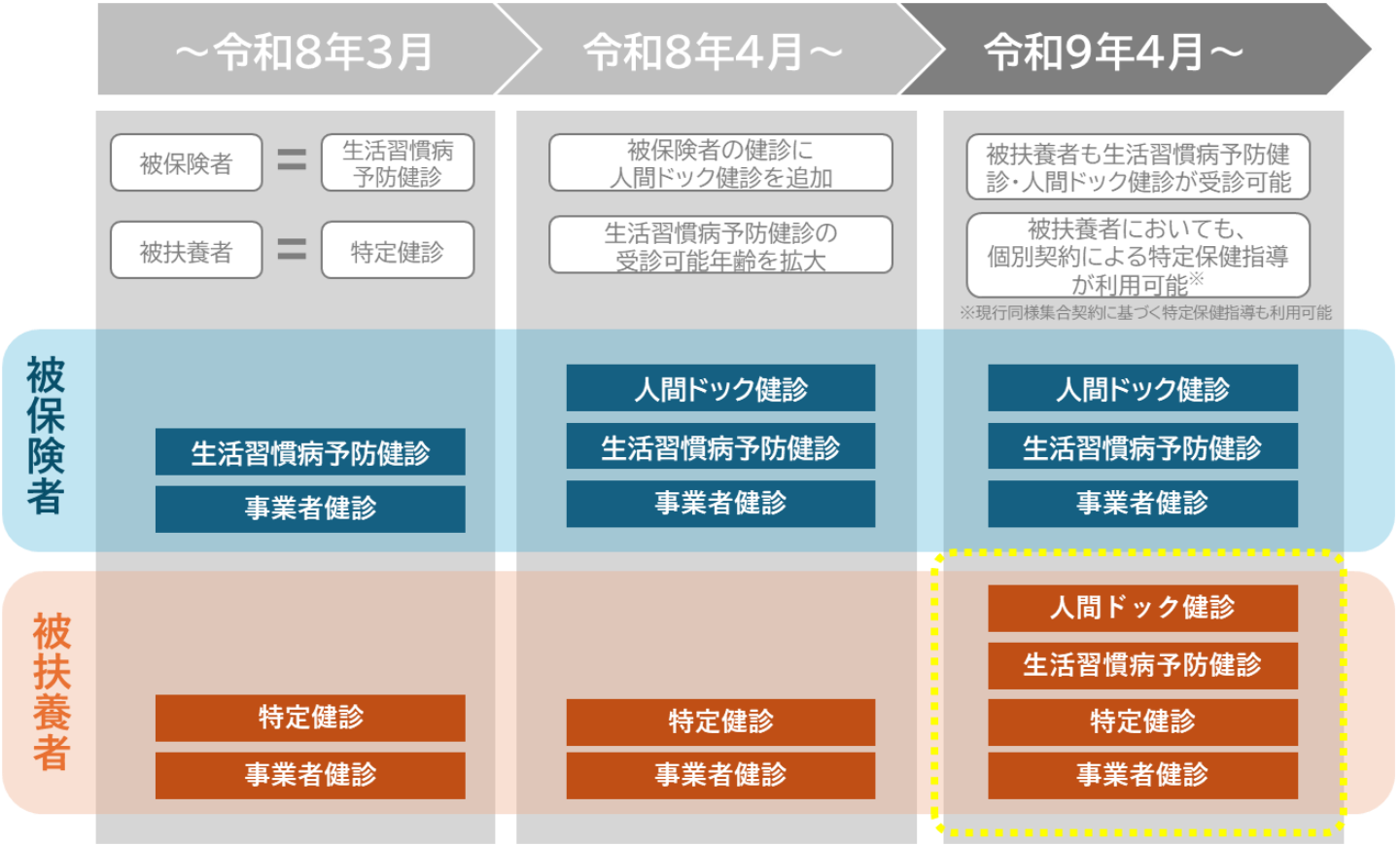
令和9年度4月以降の健診結果等仕様データ仕様につきましては、ホームページに公開しております。必要に応じてシステムベンダ様に情報提供いただくなど、令和9年度に向けご準備いただきますようお願いいたします。

【ホームページ掲載場所】
協会けんぽ＞健診＞健診データの提供について＞システムベンダ向け＞令和9年4月以降データファイル仕様情報

健診体系の見直し（被扶養者）に伴う主なシステム変更の概要

＜Ⅰ.35歳以上を対象とした生活習慣病予防健診・人間ドックの実施/Ⅱ.若年層を対象とした生活習慣病予防健診の実施＞

従来、生活習慣病予防健診は被保険者でのみ受診可能な健診種別となっていましたが、被扶養者においても受診可能になります。
これに伴い、健診ソフトや情報提供サービス等のシステム面においても多くの箇所の見直しを行います。



協会けんぽ

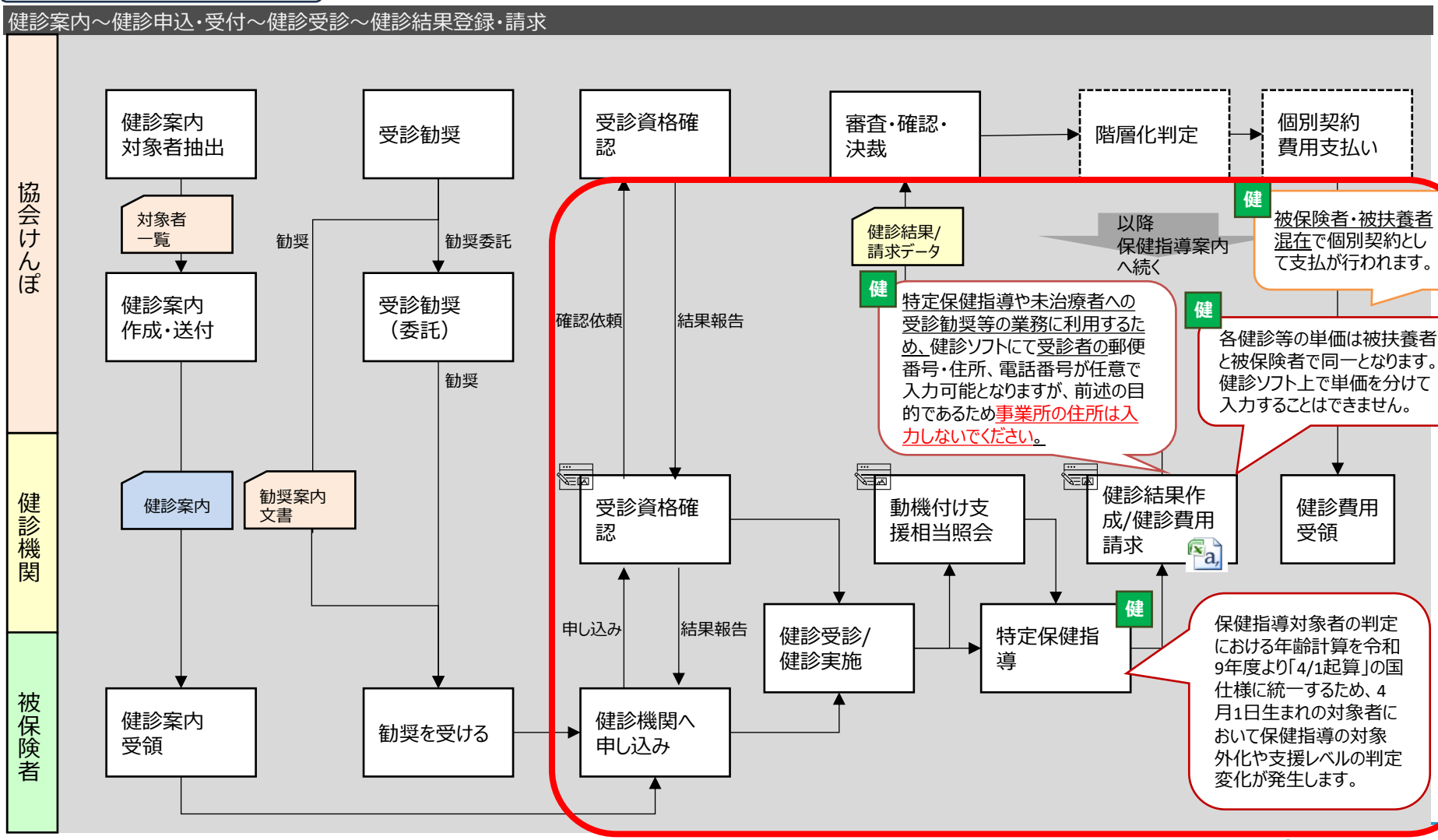
健診体系の見直し（被扶養者）に伴う主なシステム変更の概要

＜　Ⅰ.35歳以上を対象とした生活習慣病予防健診・人間ドックの実施＞

従来からある被保険者の健診案内～健診申込・受付～健診受診～健診結果登録・請求の流れは以下の通りです。

被保険者

健 健診機関向け特記事項　情報提供サービス　健診ソフト



協会けんぽ

健診体系の見直し（被扶養者）に伴う主なシステム変更の概要

＜ Ⅰ.35歳以上を対象とした生活習慣病予防健診・人間ドックの実施/Ⅲ.被扶養者への健診案内の開始＞
被扶養者の健診案内～健診申込・受付～健診受診～健診結果登録・請求の流れは以下の通りです。
被保険者と同様の流れで実施可能となるようシステム改修を行います。

被扶養者

健 健診機関向け特記事項　情報提供サービス　健診ソフト

健診案内～健診申込・受付～健診受診～健診結果登録・請求

協会けんぽ

健診機関

被扶養者

健診案内/受診券対象抽出
受診勧奨
受診資格確認
審査・確認・決裁
階層化判定
個別契約費用支払い
対象者一覧
受診券印刷データ等
勧奨委託
健診案内/受診券作成・送付
受診勧奨（委託）
勧奨
勧奨案内文書
健診案内
受診券※
※特定健診対象者に対してのみ送付
勧奨
健診案内/受診券受領
勧奨を受ける
確認依頼
結果報告
健診結果/請求データ
以降保健指導案内へ続く
健 被保険者・被扶養者混在で個別契約として支払が行われます。
健 特定保健指導や未治療者への受診勧奨等の業務に利用するため、健診ソフトにて受診者の郵便番号・住所、電話番号が任意で入力可能となりますが、前述の目的であるため事業所の住所は入力しないでください。
健 各健診等の単価は被扶養者と被保険者で同一となります。健診ソフト上で単価を分けて入力することはできません。
健 情報提供サービスにて特定健診の受診状況も含めた受診資格確認が可能となります。
40歳未満の被扶養者に対しても健診案内を送付します。
受診資格確認
動機付け支援相当照会
健診結果作成/健診費用請求
健診費用受領
受診券回収
申し込み
結果報告
健診受診/健診実施
特定保健指導
健 保健指導対象者の判定における年齢計算を令和9年度より「4/1起算」の国仕様に統一するため、4月1日生まれの対象者において保健指導の対象外化や支援レベルの判定変化が発生します。
健診機関へ申し込み
健 重複受診防止のための運用として、健診機関にて受診券の回収をお願いします。

協会けんぽ

健診体系の見直し(被扶養者)に伴う主なシステム変更の概要

＜ Ⅳ.健診ソフトに係る見直し対応＞

令和9年3月末のリリース（予定）以降、健診機関が使用する健診ソフトが最新バージョンであることを確認する目的で、健診ソフトのバージョンチェックを実施します。

協会側のシステムにおいて、許容する健診ソフトのバージョンを範囲で設定（※1）し、許容範囲外のバージョンの場合は健診結果受付時にエラーとなり、取り込み不可とします。

エラーとなった場合は、健診結果データを返戻いたしますので最新バージョンの健診ソフトを使用し、健診結果データを再作成のうえ、ご請求ください。

（※1）基本的には最新バージョンのみとしますが、健診ソフトリリース時は一定期間旧バージョンも許容する予定です。
許容する期間等の詳細は、健診ソフトリリース時にお知らせする予定です。

令和9年3月末の過渡期については、許容する健診ソフトのバージョンについて下表のとおりとする予定です。詳細は別途お知らせしますが、Ver9.11未満（※2）を使用している場合、一律エラーとなりますので、令和9年3月時点では、最新バージョンの健診ソフトを使用していただきますようお願いいたします。

健診実施月	使用可能な健診ソフト（予定）	備考
～令和9年3月	Ver9.11（※2）もしくはVer9.20	（※2）令和9年3月末リリース（予定）の健診ソフトVer9.20の１つ前のバージョンを指します。今後健診ソフトをリリースした場合、変更になる可能性があります。
令和9年4月～	Ver9.20	

留意事項(健診領域)

留意事項（健診領域）

令和9年4月以降の仕様変更に伴い、以下の留意事項が発生します。

#	件名
1	生活習慣病予防健診等で利用している項目名変更について
2	生活習慣病予防健診等のチェック条件について
3	被扶養者に対する受診済みの判定方法変更について
4	生活習慣病予防健診等における被保険者と被扶養者の単価について
5	被扶養者の受診資格確認および予定者名簿出力開始時期について
6	資格確認時のフォーマットについて
7	「骨粗鬆症ＳＸＡ，ＤＸＡ法他」への項目名変更について
8	生活習慣病予防健診等のファイル名称変更について
9	生活習慣病予防健診等実施時の受診券回収にかかる取り扱いについて
10	インターフェースファイル及び健診ソフトで入力できる住所情報の文字数制限について
11	健診結果データにおける住所情報の取り扱いについて①
12	健診結果データにおける住所情報の取り扱いについて②
13	健診ソフトのバージョンチェックに伴う健診ソフトの取り扱いについて

留意事項（健診領域）

＜#1：生活習慣病予防健診等で利用している項目名変更について＞

	内容
留意事項	生活習慣病予防健診等の対象者に、新たに被扶養者も含まれるようになることから、健診ソフトにおいて「健診対象者」のことを「被保険者」と記載している項目については名称を見直します。 ・「被保険者」が被扶養者を含めた健診の対象者を指す場合 →「対象者」
対応方法	-

＜#2：生活習慣病予防健診等のチェック条件について＞

	内容
留意事項	被扶養者の生活習慣病予防健診等は被保険者と同様の内容を受診できることとし、各種健診結果の範囲等、チェック条件等の差異は原則ありません。（資格有無や特定健診との結果重複チェックの判定条件のみ異なります）
対応方法	-

＜#3：被扶養者に対する受診済みの判定方法変更について＞

	内容
留意事項	現状、被扶養者が健診を受診済みか否かは「特定健診結果が受領済みであるか」で判定しています。 令和9年度の健診受診分以降は現行の判定に加え、「生活習慣病予防健診結果が受領済みであるか」も含めて判定します。
対応方法	-

留意事項（健診領域）

＜#4：生活習慣病予防健診等における被保険者と被扶養者の単価について＞

	内容
留意事項	生活習慣病予防健診等の単価について、被保険者と被扶養者で同一のため、単価を分けて入力できるようなシステム対応は行いません。
対応方法	-

＜#5：被扶養者の受診資格確認および予定者名簿出力開始時期について＞

	内容
留意事項	情報提供サービスで使用できる生活習慣病予防健診等の受診資格確認・予定者名簿出力機能における、被扶養者の確認はシステムリリース後の**令和9年3月末（予定）より実施可能**になります。 被保険者の受診資格確認・予定者名簿出力については、例年通り前年度の2月下旬ごろより実施できる予定です。 なお、令和9年度以降は被保険者・被扶養者ともに前年度の2月下旬ごろより受診資格確認・予定者名簿出力が実施できるようになる予定です。
対応方法	システムリリース前は、**被扶養者**の受診資格確認・予定者名簿出力の機能は利用できませんので年齢により判断する等の運用によるご対応をお願いします。

留意事項（健診領域）

＜#6：資格確認時のフォーマットについて＞

	内容
留意事項	令和9年3月末（予定）のリリース後に資格確認を行う際は、年度に関わらず新旧フォーマット（「被保険者／被扶養者区分」あり・なし）どちらでも実施可能となります。
対応方法	-

＜#7：「骨粗鬆症ＳＸＡ,ＤＸＡ法他」への項目名変更について＞

	内容
留意事項	現在、骨粗鬆症検診において、腰椎撮影を含まないDXA法にて検査を実施した場合、検査結果は測定方法等が類似するSXA法の枠に入力いただくようお願いしています。 令和9年度以降は、腰椎撮影を含まないDXA法を「DXA法他」として取り扱うこととし、結果入力欄については「SXA,DXA法他」と表記を変更します。 なお、入力欄が増えるのではなく表記の変更のみですのでご留意ください。
対応方法	-

留意事項（健診領域）

＜#8：生活習慣病予防健診等のファイル名称変更について＞

<table>
<tr><th></th><th>内容</th></tr>
<tr><td>留意事項</td><td>被保険者専用のインターフェースであったものが被保険者・被扶養者共用になることから、インターフェース名を変更するものがありますのでご留意ください。　※日本語名称が変更となりますが、実際に設定されるファイル名称の変更はありません。
<table>
<tr><th>#</th><th>インターフェース名
（変更前）</th><th>インターフェース名（変更後）
※赤字が変更箇所</th></tr>
<tr><td>1</td><td>HIF016:生活習慣病予防健診結果データ（被保険者／CSV）</td><td>HIF016:生活習慣病予防健診結果データ（CSV）</td></tr>
<tr><td>2</td><td>HIF017:生活習慣病予防検査費請求データ（被保険者／CSV）</td><td>HIF017:生活習慣病予防検査費請求データ（CSV）</td></tr>
<tr><td>3</td><td>HIF019:生活習慣病予防健診結果データ（被保険者／固定長）</td><td>HIF019:生活習慣病予防健診結果データ（固定長）</td></tr>
<tr><td>4</td><td>HIF153:生活習慣病予防健診結果データ（被保険者／CSV）（第四期）</td><td>HIF153:生活習慣病予防健診結果データ（CSV）（第四期）</td></tr>
<tr><td>5</td><td>HIF154:生活習慣病予防健診結果データ（被保険者／固定長）（第四期）</td><td>HIF154:生活習慣病予防健診結果データ（固定長）（第四期）</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>対応方法</td><td>－</td></tr>
</table>

留意事項（健診領域）

＜#9：生活習慣病予防健診等実施時の受診券回収にかかる取り扱いについて ＞

	内容
留意事項	被扶養者が生活習慣病予防健診等を受診した後、（不要となる）受診券が加入者の手元に残ったままの場合、重複受診を行うリスクが上がります。そのため、被扶養者が生活習慣病予防健診等を受診する際においても、受診券を回収する運用をお願いします。 また、資格確認を行わずに健診を実施し、重複受診となった場合は、当該健診結果を返戻する可能性がありますのであらかじめご承知おきください。 なお、協会けんぽのシステム上で受診券の回収状況を管理することは行いません。
対応方法	-

＜#10：インターフェースファイル及び健診ソフトで入力できる住所情報の文字数制限について＞

	内容
留意事項	健診ソフトで登録・出力できる受診者所在地の最大文字数は40文字です。 固定長のインターフェース上は「100文字以内」で定義されていますが、実際にファイル出力可能となるのは40文字となります。 40文字を超えている場合、健診ソフトの確定ファイル出力時にエラーとなり、出力できません。
対応方法	インターフェース上100文字入力できるよう定義されていますが、40文字以内で住所情報を設定いただくようお願いします。 40文字を超えて健診ソフト取込を行った場合、健診結果詳細より入力内容の修正を行ってください。

＜#11：健診結果データにおける住所情報の取り扱いについて①＞

	内容
留意事項	生活習慣病予防健診等の請求の際に設定される住所情報について、健診ソフトの入力欄は非表示であるものの、健診機関においては、すでに健診結果にご入力いただいている場合も想定されます。令和8年度中は、当該項目に値をご入力いただいても健診ソフトに取り込む際は自動でスペース（空文字）に変換していますが、令和9年度以降は変換処理を実施しません。そのため、令和8年度以前の健診結果を含め、住所情報を表示する仕様となります。
対応方法	入力された住所情報は、特定保健指導や未治療者への受診勧奨等、協会けんぽにおける後続の業務に優先的に利用します。過去年度分も利用しますので、受診者本人の住所情報を把握している場合は積極的にご入力をお願いします。

留意事項（健診領域）

＜#12：健診結果データにおける住所情報の取り扱いについて②＞

	内容
留意事項	健診結果の郵便番号・住所、電話番号に関しては、特定保健指導や未治療者への受診勧奨等、協会けんぽにおける後続の業務に利用するために報告していただくことを想定しています。そのため、事業所の住所や電話番号については入力しないようお願いします。
対応方法	-

＜#13：健診ソフトのバージョンチェックに伴う健診ソフトの取り扱いについて＞

	内容
留意事項	令和9年3月末リリース（予定）の健診ソフトより、健診ソフトのバージョンチェック機能を実装しますので、 令和9年度以降は、協会側で設定する許容範囲よりも古い健診ソフトで作成された健診結果データは、返戻することといたします。 当該エラーを理由に返戻された場合は、最新バージョンの健診ソフトで確定ファイル出力を実施し、再請求をお願いします。 また、旧バージョンの健診ソフトで作成したファイルを協会に請求したい場合、請求前に一度最新の健診ソフトに取込を行い、確定ファイル出力を行っていただくことで請求が可能になります。
対応方法	８スライド目「＜ Ⅳ.健診ソフトに係る見直し対応＞」をご参照ください。 また、健診ソフトについては、基本的に最新バージョンを使用していただきますようお願いいたします。